



# 趣味判断における構想力の自由と倫理 : カントによる構想力の規定に依拠して

伊藤, 政志

---

**(Citation)**

美学芸術学論集, 2:21-39

**(Issue Date)**

2006-03

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81002313>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81002313>



## 趣味判断における構想力の自由と倫理 —カントによる構想力の規定に依拠して—

伊藤政志

### 0. はじめに

構想（想像）について真正面から語ることは容易ではない。哲学史をふりかえって見るならば、構想力（想像力）は知性と感覚との中間に位置する能力として、それらの背後で、いわば隠れるかのように機能するものとして捉えられてきた<sup>1</sup>。構想力は中間的なものとして間接的に機能する。ゆえに、それはどうも掴みどころがない。したがって、それは誤謬の根源として弾劾されるか、あるいは極めて私私的な領域に閉じたものとして等閑視されるか、それとも、現実から遊離した妄想・空想というような構想の過剰な形式、あるいは即物的現実主義のような構想の不足・欠乏した形式という極端な事例においてのみ問題化されることになる。思うに、構想（力）について語る語り口、あるいはそれについてイメージするその仕方もまた新たに構想される必要があるかもしれない。そこで、本稿はカントのテキスト<sup>2</sup>を基にして「趣味判断における構想力の自由と倫理」という関心から、構想力にアプローチし、構想するという所作に含まれる新たな一面を素描することを試みる。

周知の通り、カントは構想力に積極的な認識論的機能を割り当て、それを体系的に論じた最初の哲学者の一人である。それまでは構想力の最も積極的な価値といえは芸術的天才による創造に対して認められるのが常であった<sup>3</sup>。それに対してカントは人間認識が構成されるための必要条件の一つに構想力の総合を数え入れ、その働きを「感

<sup>1</sup> 例えば、すでにアリストテレスは次のように述べている。「心的表象（Phantasia）は感覚なしには生じないし、心的表象なしに判断をもつことはない」（アリストテレス『心とは何か』、桑子敏雄訳、講談社学術文庫、1999、150頁〔427b〕）。ファンタジー（構想力／想像力）は感覚と理性から区別される一方、それらを媒介する中間項として規定されている。尚、構想力の概念史に関しては次のものを参照した。Vgl. Artikel >Einbildung, Einbildungskraft<, in: J.Ritter/ K.Gründer (Hrsg.), *Historisches Wörterbuch der Philosophie*, Bd.2, Schwabe, 1972

<sup>2</sup> カントのテキストからの引用については、以下のように書名を略記し、使用テキストのページ付けと可能な場合には本文の節番号にしたがって引用箇所を示した。ただし、レフレクションに関しては整理番号で示すこととし、『純粋理性批判』に関しては慣例に従い、第一版をA、第二版をBとして原版のページ数で示した。

RA...Reflexionen zur Anthropologie, in: *Kant's gesammelte Schriften* Bd.15

Met...Kosmologie, Psychologie, Theologie nach Pöliz, in: *Kant's gesammelte Schriften* Bd.28

KrV...*Kritik der reinen Vernunft*, 1781/ 1787, Raymund Schmidt(Hrsg.), Meiner PhB37a

GMS...*Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, 1785, Bernd Kraft u. Dieter Schönecker(Hrsg.), Meiner PhB519

KU...*Kritik der Urteilskraft*, 1790, Karl Vorländer(Hrsg.), Meiner PhB39a

EE...Erste Einleitung in die Kritik der Urteilskraft, Gerhard Lehmann(Hrsg.), Meiner PhB 39b

AP...*Anthropologie in pragmatischer Hinsicht*, 1798, Reinhard Brandt(Hrsg.), Meiner PhB490

<sup>3</sup> 美学史において構想力／想像力が天才の創造と結び付けられ、積極的に論じられるようになったのは18世紀になってからであり、その口火となっているのはアディソン（Joseph Addison）やジェラルド（Alexander Gerard）から始まる18世紀イギリスの趣味理論である。Vgl. Artikel >Einbildungskraft/Imagination<, in: *Ästhetische Grundbegriffe*, Bd.2, Metzler, 2001

覚の表象機能すべて」<sup>4</sup>へと拡大適用する。諸直観の多様は構想力の総合によって一つの形象 (Bild) へとまとめあげられることではじめて、概念と結びつく可能性を得ることになる。構想力の媒介なしには概念と直観の結合、すなわちいかなる対象認識も通常の経験も成立しえない。そして、このようなカントの構想力の規定が「構想力の自由」という視点のもとで改めて発展的に記述されているのが『判断力批判』第一部であり、本稿は他のテキストにおける構想力の規定を参照しつつも、そこを中心にして考察を進めることにする。

カント哲学が構想力を考える上において重要な示唆を含んでいる<sup>5</sup>としても、まだ尚、上述の本稿の関心は説明しておかねばならない。この関心はカントによって指摘された趣味判断の公共的性格と密接に連動している。カントによれば、趣味判断の根底に置かれている感情とは「私的感情 (Privatgefühl)」ではなく、「公共的な感情 (gemeinschaftliches Gefühl)」であり (KU, S.81, §22)、趣味判断は「共通感覚による判断の一例」(ibid.) として、規範性や当為 (Sollen) を自らのうちに含んでいる。趣味判断は判断主観独自の感情を拠り所にしつつも、その感情が公共的感情の範例であるという意識のもとで、普遍的かつ必然的な主観的妥当性を他者に対して要求するのであり、そこにはなんらかの公共的規範意識が作用している。本稿はこうした趣味判断の公共的性格や「ある種の共通感覚 (*sensus communis*) としての趣味」(KU, S.144, §40) という規定を趣味判断における構想力の自由というあり方から解読することを試み、構想力の働きが趣味判断の公共的性格をいかように下支えしているのかを提示する。つまり、趣味判断の公共的性格や共通感覚としての趣味というあり方を構想力の自由に由来する、構想するという倫理として提示すること、ここに本稿の狙いがある。

カントは『判断力批判』において趣味判断における構想力の働きに関して、「自由 (Freiheit)」という語を多用している一例えば、「形態を鑑賞するなかでいわば戯れている構想力の自由」(KU, S.70, §16)、「自由のうちにある構想力 (Einbildungskraft in ihrer Freiheit)」(KU, S.137, §35) という具合に一。カントによれば、趣味判断において構想力はその自由のうちで戯れているとされる。ところで、カント哲学において「自由」といえば、すぐさま道德 (Moral) との連関が思い浮かぶ。カントは人間本来の自由を奔放な意志の行使のうちではなく、実践理性の自律的行使のうちで据

<sup>4</sup> Rudolf A. Makkreel, *Imagination and Interpretation in Kant*, Chicago U.P., 1990, p.12

<sup>5</sup> カント哲学における構想力の解釈については次の先行研究が示唆に富む。Martin Heidegger, *Kant und das Problem der Metaphysik*, 1929, Klostermann, 1991. 三木清『構想力の論理』1939, 1946、『創造する構想力』所収、幻燈社、2001. Rudolf A. Makkreel, *Imagination and Interpretation in Kant*, Chicago U.P., 1990. ハイデガーは『純粹理性批判』第一版での演繹論を中心にして、時制・時間性という観点から構想力に焦点を当てている。三木は観想的立場に基づく形式論理や弁証法にかえて、ロゴスとパトスを共に含み込んだ身体的存在である主体が環境世界(社会や歴史)を形づくると同時にそれによって形づくられるというような動的な形成過程の論理として、「構想力の論理」を提出している。マックリールは感覚と悟性ないし理性の中間に位置する構想力および特殊から普遍へと至る反省的判断力のうちに「批判的解釈学 (critical hermeneutics)」の可能性を読み取ろうとしている。これらの優れた先行研究と本稿の差異は、本稿のテーマとなる構想力は趣味判断におけるそれに限定されている点、そして、この構想力の規範性 (倫理) に焦点を当てている点である。

える。人間の自由とは自己の理性が立てる定言命法にしたがって、つまりは主観的格率を同時に普遍的法則に適う義務として自発的に捉え返したうえで、自身の行為を統制するという仕方でも成立する。ゆえに、カント哲学において、自由であるとは行為を道徳的に制御できることと同義である。「自由な意志と道徳的諸法則のもとにある意志とは同一である」(GMS, S.75)。であるならば、構想力の自由という表現に促されて、拘束や規制から放たれた奔放さ以上の積極的な自由、つまりは構想力の営みのなかで内発的に形づくられる規範性というものについて思索を巡らせてみることは無駄ではあるまい。では、趣味判断において自由のうちにある構想力はその自由のうちでいかなる規範を形づくるのか。この問いが本稿の中心課題である。しかし、ここでまず留意されねばならないのは、趣味判断における構想力の自由にある種の公共的規範性が帰せられうるとしても、それは実践理性に基づく道徳性からは区別して論じられなければならないということである。道徳性とは「意志の自律に対する行為の関係」であり(GMS, S.67)、これはもっぱら理性が立てる普遍的法則に意志が従うという仕方でも、自己立法的に(Selbstgesetzgebend)、行為の結果から独立して意志のうちですでに成立している。ここでは行為がもたらす結果は副次的な事柄であり、カントの道徳哲学は行為を支える動機、意志の自律に重点を置く点に特徴がある。

しかし、趣味判断は真理や善についての判断からは区別された、独自の原理に基づく判断であり、そうである限りにおいて、趣味判断における構想力の規範性は実践理性に基づくものでも、それからのアナロジーからでもなく、構想力の自由な活動そのものに根ざすものとして、その活動のうちで内発的に形成されるものとして捉えられなければならない<sup>6</sup>。それゆえ、ここでは意志の自律的自由による道徳とは異なる視点が考慮されねばならないはずであり、本稿では趣味判断において構想力が形づくる規範性を、意志の自律に基づく道徳性から区別して「倫理」と呼ぶことにする<sup>7</sup>。その際

<sup>6</sup> 例えば、カントが「人倫性の象徴として美」(KU, S.211, §59)について語るときには、趣味判断と道徳的判断との間での判断様式の類比が主導的な役割を果たしている(Vgl. KU, S.214, §59)。この類比は非常に興味深く、また重要なカント美学の論点の一つではあるが、本稿ではそのような類比に基づいてではなく、趣味判断における構想力に内発的に論考を進めることにする。また、このような本稿の立場からすれば、ベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』(白石さや・白石隆訳、NTT出版、1997)が記述している想像力のあり方は、カントの「構想力の図式」作用に極めて近いものであるように思われる。そこでは「国民」という理念がその現実性を確保するために、想像力がいかなる図式を提供せねばならなかったかが述べられている。ここでは想像力は国民という理念に従事しており、その自由はまったく抑圧されている。想像力とは容易に理念や概念に迎合・屈服してしまうのである。それに対して、本稿は理念や概念に奉仕するのではないような構想力のあり方を提示することに努めたい。

<sup>7</sup> このような語の区分はカントの語法に基づくものではなく、本稿独自のものであることは断っておかねばならない。そのような本稿の区分によって意図しているのは、構想力の規範性はカント的な「道徳性」やヘーゲル的な「人倫性(Sittlichkeit)」とは異なる仕方でも構想されねばならないということである。カントの道徳性は理性による意志(動機)の自律的統制という点を強調するがゆえに、それは動機のうちに含まれる社会性や動機が現実化されるための社会的条件について無頓着なところがある。この点を批判して、ヘーゲルは人倫性の概念によって、善意志に基づく道徳性が現実社会において現実性を獲得し、制度化される必要性(道徳性と適法性の現実的一致)を説く。この両種の概念を考慮に入ると、構想力の規範性が占める微妙な位置が明確となる。それは道徳性のように自律によって確立されるものでもないし(事実、カントは構想力に自律性を認めていない[KU, S.83, Allg. Anm.])、それが構想力の産物である限りにおいて、人倫性のように現実的制度化の可能性は深刻な事柄ではない。構想力による構想が構想であるという身分において、対象との関係性を軸にして間主観的に形成される公共的規範性を本稿は「倫理」と呼ぶことにする。尚、カントの道徳性概念およびヘーゲルの人倫性については次のものを参照した。

の本稿の意図は次の二点を明確に意識することにある。すなわち、第一に、その規範性は、道徳的善の如く理性的存在者一般ではなく、あるものに対して美を快感情と共に受け止めるという人間主観に特有の存在様態のうちに根づくものであり、したがって、それはそのような主観のあいだでのみ成立する共同性（エートス）の次元に限定されるということ、そしてこれに対応して第二に、この間主観的共同性の中心には必ず、美しいと判定されるその都度の対象の経験が指定されていなければならないということである。道徳性が意志のうちにその本質を持つものに対して、構想力の倫理は対象との具体的な関わりとともに創成され、それを抜きにしては語りえない。意志の道徳性と異なる構想力の規範性、その倫理の枢要は個別的なその都度の対象との具体的な関係性の構築を中心にして、その関係性を他者と共有可能な公共的なものとして他者に向かって開いていくという点にある。趣味判断における構想力の自由由来する規範性は構想力の働きに先立って理性から指示されるものではなく、対象の形象を形づくるという構想力の行為のなかで初めて形づくられるような公共的規範性であろう。本稿はこれを「構想力の倫理」と呼ぶことにしたい。

以上を踏まえて、さらに本論の問題意識をもう少し具体化しておこう。構想力とはカントによれば、対象による感官の触発を必要とするが、それでも対象の現前を必要としない感性的な形象化能力であり、これは趣味判断のうちでは自由に戯れているとされる。ここで構想力の自由はまず感官および概念という束縛からの自由として理解される。では、趣味判断において我々は何を構想しても良いか。確かに、そこでの構想力は現実レベルでの対象の所有・消費・制作には直接関係せず、私的な領域に閉じているかのように思われる。であるならば、たとえ何を思い描こうとも、それは誰からも知られることのない、現実とは直接的に関係しないこととなり、その限りにおいてまた誰からも咎められることがないことになろう。構想はそれが単なる構想である限りにおいて、それは倫理の外にあるように思われる。さて、果たして本当にそうか<sup>8</sup>。構想力が現実の対象に対して直接的な作用を及ぼさない可能的なもの、そして可能的なものにとどまるほかないものを形づくるとしても、そこには可能的にとどまるしかないものの倫理、「仮構のものとしての節度」<sup>9</sup>があつてしかるべきではないか。であるならば、この倫理は理性の道徳性の反映ではなく、構想することそれ自体のうちに形成される倫理でなければならない。では、それはいかなるものか。本稿は認識判断でも、理性判断でもない趣味判断において構想力が自由であることによって、自ず

---

Joachim Ritter, >Moralität und Sittlichkeit. Zu Hegels Auseinandersetzung mit der kantischen Ethik<, in: *Metaphysik und Politik*, Suhrkamp, 2003. A. マッキンタイヤー『西洋倫理学史』、深谷昭三訳、以文社、1992、第14章及び第15章

<sup>8</sup> 例えば、村上春樹の小説にある次のようなやりとりを参考にさせていただきたい。「彼女はおかしそうに笑う。「でもよくわからないな。そんなの黙って勝手に想像していただいじゃない。いちいち私の許可をもらわなくて、君がなにを想像しているかなんて、私にはどうせわかりっこないんだから。」いや、そうじゃない。僕がなにを想像するかは、この世界にあっておそらくとても大事なことなんだ。」村上春樹『海辺のカフカ(上)』新潮社、2002、229頁

<sup>9</sup> この語は大塚英志が江藤淳の批評の要点を指して使用したものである。『江藤淳と少女フェミニズムの戦後』筑摩書房、2001、59頁

から要請されてくる倫理を明らかにしたい。勿論、こうした契機はカントが趣味判断に認めた公共的性格とも無縁ではないはずである。次節では、まずカントによる構想力一般の規定を確認することにしたい。

## 1. カントによる構想力の規定

カントのテキストからは、カントが前批判期の時代から構想力について一時には形象力 (*bildende Kraft*) あるいは形成力 (*Bildungsvermögen*) という語を使って<sup>10</sup>、常に様々に考え続けてきたことが窺える。それらの諸規定は執筆時期や扱われている文脈によって異なり、カントのテキストにおいて構想力は相当に複雑な相貌を呈している。しかしながら、そこからは以下のような構想力の規定の本質的なメルクマールを析出することができる。

まず、①構想力ないし形象力とは諸感官の能力そのものとは異なる感性的表象能力であり（したがって、対象の現前を必要とせず）、感官によって受容された素材を基にして対象の形式 (*Form*) ないし形象 (*Bild*) を直観のうちに形成あるいは制作する能力である (*Met*, S.237, *KrV*, S.B=151, §24, *AP*, S.61, §28)。これがカントによって示されている構想力の最も一般的な性格である。構想力は直観を形成する感性的表象能力として、概念による思考能力である悟性から区別される一方で、その他方で、「対象が現前しないときにもまた直観する能力」(*AP*, S.42, §15) であるという点において感官からも区別される。感官感覚（五官による感覚）は感覚される対象の实在を前提し、そうした实在との身体的・物理的接触を介して生じる。それに対して、構想力は感官に与えられたものを基にして、感官には現在、直接与えられていないものを直観において形成するが、ただし、これは感官によっては決して直観不可能であるものへと向かうのではなく、特定の限定された感覚の現実態から、それらを合成することで更なる可能的感性的直観の領野を形成するという仕方、感官能力に寄り添い、その限界内に留まりつつ、直観の可能性を実現可能なものとして拡張していく。「形象力とは認識を我々自身から作り出す能力であるが、この認識はそれでも、それに応じて対象が我々の感官を触発するであろうような形式をそれ自体で有している」(*Met*, S.235)。構想力の直観的形成作用は常に感覚可能であるという形式を備えたままで、現実の感覚を越え出ていくのであり、構想力は感官には決して与えられないものを作り出すという意味において「創造的 (*schöpferisch*)」(*AP*, S.61, §28) であるわけで

<sup>10</sup> カントが構想力と形象力を区別する際には、形象化作用が随意的であるか、それとも非随意的であるか (*willkürlich/unwillkürlich*) ということが区分のメルクマールとなる。構想力においては任意による制作・創作という点に強調が置かれているのに対して、形象力は主観の意図の自由にならない非随意的なものであり、これは下級認識能力全体の形式、すなわち現象する諸事物の時間的・空間的關係である同位的秩序 (*coordination*) や時制 (現在・過去・未来) に関わるものであることが強調される (*RA*, Nr.326,330,346, *Met*, S.237)。このような区別は大きな流れとしては、一方で後に示される再生産的構想力と生産的構想力の区分へと引き継がれていくが、その他方で、『純粹理性批判』や『判断力批判』第一部における対象の形式 (直観の多様の総合) に関わる構想力と第二部における有機体の生命活動を支える能力としての形象力 (*KU*, S.237, §65) へと更に展開されていくことになる。

はない。ではなぜ、構想力の産物が常に感覚可能であるという形式を備えているのか。それは、カントによれば、単に感官に構想力が従っているからではなく（カントにとって感官とは徹頭徹尾、受容能力である）、むしろ逆に、感官によって何かを実際に感覚的に受容するという、このことのうちにすでに、感覚に先立つ構想力の能動的な作用が入り込んでいるからである。

カントは構想力の一般的規定を感官から供される経験的直観に対する関係性から次の二つに細分化する。すなわち、②「生産的 (produktiv)」「制作的 (dichtend)」な構想力と③「再生産的 (reproduktiv)」「想起的 (zurückrufend)」な構想力である (AP, S.61, §28, KrV, S.B=152, §24)。後者の場合、構想力は「連想法則 (Gesetz der Assoziation)」にしたがう。「しばしば継起的に生じた経験的諸表象は一方が生じると、他方を生じさせるというような習慣を心のうちで引き起こす」(AP, S.72, §31-B)と述べられているように、連想法則とは恒常的な経験の反復によって基礎付けられた習慣である。これに依拠して構想力は恒常的接続の関係にある一つの表象を機縁として、それと習慣的に関連付けられたもう一つの不在の表象を想起によって再現化させる。それに対して、生産的構想力は「対象の根源的描出の能力 (*exhibitio originaria*)」(AP, S.61, §28)と呼ばれており—それに対して再生産的構想力は「対象の派生的描出の能力 (*exhibitio derivativa*)」と呼ばれる (ibid.)—、こうした構想力の所作が「根源的」と呼ばれるのは、それがあらゆる経験に先行しており、且つ経験の対象が現象する形式、すなわち「純粋な空間直観と時間直観」(ibid.)を制作するものだからである。構想力は個々の対象のかたちを形成するだけでなく、かたちが形づくられる際の、諸直観の多様な関係性そのものを制作する。感官を介して与えられる直観の多様はランダムなバラバラの諸要素としてではなく、構想力によって一通り通覧された上で、順次、空間的位置関係や時間的継起の関係のうちで、相互に関連付けられ総合されることによって〔直観における把握の総合 (KrV, S.A=99)〕、他のものから区別された、かたちを有する一つ対象が我々に姿を現すことになる。直観の多様を時間的・空間的秩序に沿って総合し、それらにかたちを与えるという作業に生産的構想力は関わる。「形象力は下級認識全体、すなわち同位的秩序に関わる。というのも、様々な仕方では諸表象は相互に組み合わせられるからである」(RA, Nr.331)。構想力は直観の多様から対象の形式が立ち現れてくる、その仕方に関与している。この際の構想力の制作は、喩えて言えば、数珠玉を通す糸の役割と似ている。糸によって一つ一つの数珠玉が順序よく繋がられて、数珠のかたちが形成されるように、構想力は一つ一つの多様を時間・空間的な関係として結合し、一つの形象を制作するのである。したがって、カントによれば、構想力は対象が現存する場合においても、それがすがたかたちを持ったものとして感官を介して我々に現象している限りにおいて、多様な総合能力として機能しているのであり、カントはこれを構想力の最も根源的な機能と見なすのである。

構想力は現在において生産的に多様な総合に関わる (②)、あるいは現在との連関

から連想によって過去を再現前させる、あるいは未来を類推するという仕方で再生産的にも機能する(③)。ゆえに、それらは時制に応じて、④現在の表象に関わる「写像能力 (*Abbildungskraft, facultas formandi*)」、⑤過ぎ去ったもの表象に関わる「模像能力 (*Nachbildungskraft, facultas imaginandi*)」、⑥未来の表象に関わる「予想能力 (*Vorbildungskraft, facultas praevidendi*)」に分類される (*Met, S.235, RA, Nr.313a, Vgl. AP, S.80, §34*)。②が④に対応し、③が⑤と⑥に区分される。これらの三種のうち、カントによれば、「感性的な現前している客体の写像能力が基礎的 (*fundament*) である」 (*RA, Nr.315*) とされるが、それはすでに見たように、現前する対象に対する写像が構想力の生産的で根源的な描出に基づくものだからであり、それを基にして過去あるいは未来へと再生産的構想力が連想を行うからである。写像においては、例えば街の全体がそれを見る方向に応じて様々な相貌を呈するように、「事象には様々な側面や観点に応じた多くの現象が存在する」 (*Met, S.236*) のであるが、それでも構想力はそれらの諸現象を時間的空間的に秩序づけ、一つの事象としてまとめ上げなければならない。ゆえに写像とは眼前にある対象を受動的に単になぞるというよりも、直観の多様から能動的に一つのかたちある対象をつくりあげる—例えば、感官に対して一挙に全体として与えられないような巨大なものに関して構想力は部分表象から全体を構成しなければならないように一という制作的所作を含んでいる。過去の「模像」と未来の「予想」は現在の表象に基づいた二つの想起の仕方として理解される。「模像能力によって私の心は以前の時間から感官表象を引き寄せ、現在の表象と結び付ける」 (*Met, S.236*) と述べられているように、模像とは過ぎ去った表象の再現前化であり、これは連想法則によって現在の表象と恒常的连接の関係にある過去の表象を構想力が想起するという仕方で行われる。さらに、カントによれば、「未来の事柄についての形象」である予想も連想を原理としている (*ibid.*)。未来の事柄はいまだ表象されていないものであるがゆえに、本来ならばそれは現在においてはいかなる表象も与えないはずであるが、過去から現在に至る経験の連続性に依拠して、我々は過去から現在の事象を経てそれに継続するものとしての未来の事柄について、あらかじめイメージを持つことができる。これは構想力が連想法則によって現在に関連する表象を、未だ到来しない未来へと投影するという仕方で、つまりは想起を未来に向かって行うという仕方で行われる。

ここまで述べたことを踏まえるならば、我々は構想力のうちに一つの逆説めいた事態を見出すことになる。すなわち、その定義①からして対象の現前を前提しないはずの構想力が逆説的にも、現在において感官の現実的対象となる客体の写像に際して、その最も本質的な機能(根源的描出)を果たし、一見して構想力の真価がそこにおいてこそ発揮されるように思われる過去・未来の形象において派生的な機能(表象の再生産)を果たしているということ、つまり、本性上、現在ないしは対象の實在に固定されていないはずの構想力によってこそ、現在の現実性が確固たるものとして形づくられており、構想力はこれに依拠して現前しないもの、過去および未来へと飛躍を行



いうという事実、構想力の産物をよりしろとして現実の現実性が脈打っているという事実である。であるならば、「構想力とはある対象を、それが現前しない場合にも、直観において表象する能力である」(KrV, S.B=151, §24)という構想力と現実的对象との簡潔な説明について、急いで次のように補足しなければならない。構想力は対象の現前を必ずしも必要としないが、そのように言いうる根拠は、構想力が本性的に現実からいわば遊離・離脱するというような傾向を持つからではなく（これはむしろ構想力にとって派生的な事柄である）、構想力が対象の現前化そのものを根底において支えており、いわゆる現実と呼ばれる現象のあり様を形づくる能力だからであると。したがって、我々は現実からはみ出した余剰、感覚的現実とは無縁で、その彼岸に位置するものとして構想力の産物をイメージすることをやめねばならない。そうではなくて、構想力が根源的描出能力として現実の現象形式を形づくっている以上、構想力は感官に対して個々の対象が直観可能であるための必須の前提条件であり、それが実際の感官感覚によって限定を受けることで現象の現実が構成されている。そして、感覚される現実とは構想力によって開かれる経験一般の可能性の部分的な現実態でしかなく、構想力は常に、個々の感官感覚に先立って、直観可能性一般を保証しているのでなければならない。その限りにおいて、根源的な描出に携わる生産的構想力は超越論的性格を有している。カントは次のように述べている。「我々が、最も純粋なアプリアリな直観でさえも、それが再生産の全般的な総合を可能にする多様の結合を含まないならば、いかなる認識をも与えないということを示しうるならば、構想力のこうした総合もまたすべての経験に先立って、アプリアリな根拠に基づくのであり、(現象の再生産可能性を必然的に前提するものとしての) すべての経験の可能性の根底に置かれている構想力の純粋な超越論的総合が想定されねばならない」(KrV, S.A=101f.)。現象世界における経験はすべて再認や構想力による想起の可能性を有しているが、そのような再生産の可能性は構想力の根源的描出に依拠しており、この描出のうちにはすでに過ぎ去ったものや未だ到来せぬものの再生産の可能性が、実際の再生産に先行して、現在の形象のうちすでに形式として織り込まれているのである。生産的構想力による超越論的総合は、その都度の経験の可能性と同時に、その反復可能性も与える。ゆえに、経験に先立つ、構想力によるこのような形式の制作が「創造的」ではなく、「根源的」と呼ばれるのは、第一に、それが無から有を創り出すが如き神的な権能にではなく、人間主観であるということから直接に由来する感性的制約、主観自身の感性のアプリアリな形式に由来するものだからであり、第二に、そのような制約は翻って、そこから我々の経験の可能性が開けてくる起源、我々の経験の超越論的条件であり、常に我々の実際の現実的な経験や反復を保証するものだからである。

構想力の超越論的な機能に関しては、次節で「構想力の図式」に焦点を絞って改めて取り上げるとして、構想力の生産的な制作と関連して、⑦「完成能力 (Vermögen der

Ausbildung)」<sup>11</sup> (RA, Nr.313a, Met, S.237) もまた理解される。というのも、構想力の立場からは、先行する経験一般の可能性に対して、感官によってもたらされる偶然性のゆえに、現実が追いつかないという考え方、現実を可能的経験一般の偶然的現実態として考えるという、現実のあり方に対して距離をおいた態度が可能になるからである。勿論、ここには構想力のみならず、対象についてのあるべき理念を思考する能力である理性も関与している。これについてカントは次のように述べている。「事象、物語、喜劇などに欠陥があると思われる場合、それらを終わらせようと絶え間なく努力する。これは全体の理念を作り、諸対象と全体の理念を比較するという能力を前提している」(Met, S.237)。構想力は現実のあり様に深く関与する能力であり、現実の持つべき現実性にこだわるがゆえに、それにとっては実際に感官を介して提供される質料から形成される現実が非現実的なものと映るという事態が生じる。その場合には、構想力は「十全であるためには欠けているものを創作 (Erdichtung) によって補う」<sup>12</sup> ことになる。ここでは、構想力は全体の理念と現実とを比較し、現実には欠けている、あるべきはずのものを自らで創作する。この構想力による創作は現実には現前しないものであるが、そうであるからといって現実味を欠くものではなく、むしろ、理念に裏打ちされた様態としては現実を凌駕しさえする。こうしたことから構想力が現実の様態に深くコミットするがゆえに、そこに別様でありえたもう一つのより完全な現実の可能性を見て取らずにはおれなくなるという一面が垣間見える。そして、このようなケースでは、全体が持つべき完全性の概念が理性によって思考されることで、現前する対象を相対化するという構想力の働き〔⑧比較作用 (Vergleichung) (RA, Nr.326, Met, S.237)〕が引き起こされるのである。

以上を踏まえて<sup>13</sup>、カントによる構想力の規定において何が問題になっているかを整理しておこう。構想力の本質的なあり方は現在における根源的描出のうちに存しており、その働きは感官によって与えられる直観の多様を時間的・空間的に整序し、感官の対象を現象世界において特定の場を占めるものとして (他の対象から区別される輪郭を持ったものとして)、形づくる点にある。そして、構想力の再生産や創作は現在における写像を基点として、構想力が時間軸を移動する、あるいは完全性概念に導かれてあるべきはずのものを思い描くという仕方で行われる。ゆえに、構想力の産物とは—それが現在において現存し得ないものであるとしても—経験一般の可能性を常に含んでおり、その限りにおいてそれは常に現実可能である可能態として現実に

<sup>11</sup> ⑦、⑧に関連するものとして『判断力批判』では、「構想力の理想(Ideal der Einbildungskraft)」(KU, S.73, §17)と「美的規範理念 (ästhetische Normalidee)」(KU, S.74, §17)が挙げられている。前者は構想力による理性理念の個別的描出であり、後者は類における平均的形態を個々の事例から形成することで得られるものである。前者は「部分的に知性化された趣味判断」において、つまりは対象についての理性理念が混入した趣味判断において考察される。また、後者はカントによれば、美を規定する積極的な条件でなく、ただ、そのような規範と美の条件が矛盾しないということだけを表明する、美の消極的な条件であるにすぎない。

<sup>12</sup> Pohl'sche Anthropologie-Heft, S.58/9, in: *Kant's gesammelte Schriften* Bd.15, S.123

<sup>13</sup> これらの他に⑨記号(象徴)能力 [Vermögen der Gegenbildung/ Bezeichnungsvermögen] (RA, Nr.313a, 326, Met, S.237, AP, S.91, §38)、⑩親和性の能力 [die sinnliche Dichtungsvermögen der Verwandtschaft] (AP, S.73, §31-C)、⑪共感の能力 [Sympathie der Einbildungskraft] (AP, S.76, §32)などが挙げられている。

向かって開かれているのである。

## 2. 趣味判断における構想力—概念を伴わない図式化という自由—

前節ではカントが構想力のうちにどのような権能をみているのかを概観した。本節では前節の結果を踏まえて、趣味判断における構想力を考察することにする。

対象についての美の判断、趣味判断はその根拠を主観の快感情のうちに持つ感性的判断であるが、趣味判断はそのようなものとして普遍的かつ必然的妥当性を要求するという点で、快適さに関する感官判断から区別される。感官判断に際しては、判断主観はその判断が主観のみに妥当するものであることを自覚し、意識的に普遍的・必然的妥当性要求を自ら差し控える。それに対し、趣味判断はその成立に際して必ず、その判断が個別主観的な判断ではなく、すべての主観にあまねく妥当すべきであるという意識（判断の普遍性と必然性の意識）を含んでいなければならない。「あるものが単にその人だけに満足を与えるならば、彼はそれを美しいと呼んではならない」（KU, S.50, §7）。趣味判断は普遍的かつ必然的な妥当性の要求を、判断の成立要件のうちに含んでいる。その際、この普遍性は言表内容と客体の一致というような論理的関係（判断の真理性）によって裏づけられうるものではなく、主観的に、つまりは、その判断がすべての他の主観によってもまた共有されうるものであると当の主観が意識することで確保されるがゆえに、それは「主観的な普遍的妥当性」（KU, S.52, §8）と呼ばれる。また、その必然性は客観的に根拠づけられた規則や法則にではなく、判断主観が他のすべての判断主観の立場を代弁しているという意識に基づくがゆえに、それは「範例的（exemplarisch）」（KU, S.78, §18）と呼ばれる。

このような特徴を有する趣味判断について語る際に、カントは構想力が自由であることを繰り返し強調している（KU, S.70, §16, S.82,85, Allg. Anm., S.137, §35, S.147, §40, S.172, §49）。こうした構想力の自由とはまず、構想力が他の能力による指示や置かれている状況からくる強制・制限を免れていることとして理解できる。趣味判断には実在する事物への感官や理性の関心が伴っておらず、またその判断は悟性および理性概念に基づいているのではないがゆえに、そこでの構想力の働きは感官や悟性及び理性によって制限や規制を受けない。趣味判断の無関心性という規定は、趣味判断の自由が実現される前提条件となる。この構想力の自由は現実存在という次元に束縛されることなく、しかも、その本来的な機能をおのずから積極的に果たすものとして想定されるのでなければならない。したがって、それは連想法則に従って、現前しない他の対象を想起する再生産的な構想力でもないはずである（Vgl. KU, S.83, Allg. Anm.）。なぜなら、趣味判断は経験的習慣に基づくものではないし、習慣からは生じえない普遍性と必然性を要求しうるからである。さらにまた、それは、美しいと判定

される対象の形式的特性ゆえに、退屈に陥ることも「空想 (Phantasie)」<sup>14</sup>にふけることもない。あまりにも厳密に数学的規則にしたがっている図形、「硬直した規則正しいもの (Steif-Regelmäßiges)」(KU, S.85, Allg. Anm.) において構想力はそのあまりの単調さによって、活動の余地を極端に狭められ、退屈に陥る。それとは逆に、多様の過剰ゆえに形の定まらないもの、例えば「暖炉の炎やさらさらと流れる小川のうつろいやすい形態」(KU, S.86, Allg. Anm.) においては、構想力は対象の形式を形づくることを放棄し、絶えず変化する多様と戯れ、自由奔放に制作 (空想) を行うことになる。趣味判断における構想力は「規則による強制すべてから分離」(KU, S.85, Allg. Anm.) されているが、だからといって、それは空想を営んでいるというわけでもない。ゆえに構想力の自由はその積極的な根拠をその本質的な機能である、現在の対象を形づくり、その形式的特性を描き出すという振る舞いのうちに持つのでなければならぬことになる。趣味判断における構想力の自由は規則に従うことでも、多様の過剰と戯れることでもなく、対象形式の把握という構想力の本性的なものの行使のうちにある。では、それはいかなる事態を指し、それと趣味判断の必然的な普遍妥当性はどのように関係するのか。この問いに際しては、次のようなカントの記述は重要な示唆を含んでいるように思われる。「構想力が概念を伴わずに、図式化する (schematisieren) ということ、まさにこのことのうちに構想力の自由は存している」(KU, S.137, §35)。

まず、『純粹理性批判』の「純粹悟性概念の図式論について」と題された節を概観しておくことにしよう。カントによれば、認識とは感性を介して与えられる直観と純粹悟性概念 (カテゴリー) との結合によって成立しているが、感性的に与えられる直観と思考が機能する形式そのものである純粹悟性概念は本性上、互いに「異種的 (ungleichartig)」(KrV, S.A=137/B=176) であるがゆえに、「いかにして概念が現象へと適用されるのか」という問題が生じる。この問いに対してカントが用意する答えは図式 (Schema) による媒介によってというものである。図式とは「一方でカテゴリーと、他方で現象と同種的でなければならない第三のもの」(KrV, S. A=138/B=177) であり、それは「一方で知性的、他方で感性的」(ibid.) であるとも言われている。そして、カントはこの図式を「構想力の産物」(KrV, S. A=140/B=179) として規定する。この時、注意せねばならないのは、カントが「構想力の図式」と構想力によって形成される「個別的な直観」、すなわち対象についての「形象」を区別していることである (KrV, S.A=140/B=179)。カントによれば、図式とは個々の対象の形象ではなく、それを形づくる際に、直観の多様がそれにしたがって秩序づけられるところの規則である。例えば、「正千角形」の個別的な形象を即座に判明に思い浮かべることが困難であるが、それでも、我々は「正千角形」の形象を得るために、諸直観がどのよう

<sup>14</sup> カントによれば、空想の特徴は構想力の非随意性、受動性にある。「想像 (Imagination) とは諸表象の貯蓄 (Vorrath) を自らのうちに含むものである。空想とは、自らを再生産し、変形させるような (transformieren) 自然的で非随意的な想像の戯れである」(RA, Nr.334)。「空想は受動的である。それが我々と戯れている。法則は未だ知られていない」(RA, Nr.338)。空想において構想力は多様の過剰によって把握作用を阻害され、多様と戯れることを余儀なくされる。

に結合されねばならないか、諸直観から「正千角形」の形象を合成する仕方については即座に判明に思い浮かべることができる。これが可能である理由が図式であり、カントは図式を「概念に対して形象を与えるという構想力の一般的手続きについての表象」(KrV, S.A=140/B=179)、「構想力による総合の規則」(KrV, S.A=141/B=180)あるいは「我々の直観を規定する規則」(ibid.)と定義している。概念が直観へと適用されるためには、その直観的形象は概念の内容規定に適うような仕方で合成されているのでなければならない。その際の規則が図式である。そして、この構想力の図式が有する規則の規則性・拘束性は、『純粹理性批判』においては概念に由来するものとして説明されている。図式の規則性は概念の規則性に従う。「犬の概念はある規則を意味しており、これにしたがって私の構想力は、経験が私に提供する何らかの個別的な特殊な形態 (Gestalt) や私が具体的に思い浮かべることができるそれぞれの可能的形象へと制限されることなく、四本足の動物の形態を一般的に描き出すことができる」(KrV, A=141/B=180)。これによれば、まず概念のうちに含まれる内容 (概念の定義) を従うべき規則として図式が形成され、次にその図式を下敷きにしてそれに特殊な規定が感官の直観によって加えられることで個別形象が形成されることになる。ゆえに、概念の個別的直観への適用は二つの構想力の働き、カントが言うところの「生産的構想力のなかの経験的 (empirisch) 能力の産物」と「超越論的な産物」(KrV, S. A=141f./B=181) を必要とする。構想力は概念に含まれる規定に則してその図式を形成する一方で、その他方で、構想力はその図式に則して個々の経験的形象を形成する。そして、カントによれば、論理的には前者が後者を可能にしていることになる。こうした作業において、構想力は一見、逆向きの方向 (一般的図式と個別形象) へと分裂しているかに見えるが、これはすでに本稿の第1節での生産的構想力の根源的描出を考察した際に判明したように、構想力の超越論的本性に根ざしたことでもある。

図式とは概念の直観への適用を媒介するものであり、この適用とはつまり、概念と何らかの対象との指示的対応関係を構築することにほかならない<sup>15</sup>。ここに構想力の超越論的産物たる図式の本質的機能が存在する。すでに構想力の超越論的機能として根源的描出があることはみた。これは我々の現象界についての認識一般の可能性を保証し、再認・想起という経験の反復可能性を保証するものであった。そして、もう一つの構想力の超越論的機能が図式である。現象における認識は常に「何か」(一般的なものであれ、個別的なものであれ) についての認識であるという具合に、対象を指示する性格を有している。構想力は、その「何か」を直観のうちで形成し、それへの指示関係を形成するのである。その限りにおいて、構想力は悟性の統語論的機能と直観の指示機能を架橋し、それらを連結させることで意味を構成しているのであり、現象

<sup>15</sup> カントの図式論は難解な箇所であり、それについては多くの議論がなされている。本稿の立場はケルナーの解釈を基にしている。S.ケルナー『カント』、野本和幸訳、新装版、2000年、みすず書房、58-63頁。図式論を巡る諸解釈の簡明な説明は以下のものを参照した。Vgl. Gerhard Seel, > Die Einleitung in die Analytik der Grundsätze, der Schematismus und die obersten Grundsätze<, in: G. Mohr/ M. Willaschek (Hrsg.), *Immanuel Kant Kritik der reinen Vernunft*, Akademie Verlag, 1998, S.217-246.

界が有意味な連関の総体として我々に経験されるのは、構想力の図式のおかげなのである。

『純粹理性批判』における図式論を簡単に振り返ったところで、続いて趣味判断の図式化の問題に移ることにしよう。カントによれば、構想力の自由は概念を伴わない構想力の図式のうちで成立している。直観の総合規則としての構想力の図式は特定の概念（経験概念であれ、カテゴリーであれ）に根拠を持つが、美的判断である趣味判断はそうした概念を一切欠いている。したがって、ここでの図式化は特定の概念とそれに対応する図式の形成という関係としてではなく、概念一般の能力としての悟性と直観の形成能力としての構想力という能力のレベルでの関係のうちで捉えられるほかない。「この判断〔趣味判断〕に対しては客体についてのいかなる概念も根底に置かれていないので、この判断は構想力そのものを（それによってある対象が与えられるところの表象に際して）、悟性一般が直観から概念へと至るための条件のもとへと包摂すること（Subsumtion）のうちのみ成立しうる」（KU, S.137, §35, [] 内は引用者）。カントによれば、反省のうちで構想力そのものが悟性へと包摂されることで、趣味判断の個別的对象は悟性の未規定の概念の描出と見なされる、つまりは後者が前者へと適用されることになる。趣味判断においては、「客体の多様の把握と悟性のある概念（どのような概念であるかは未規定である）の描出は一致する」（EE, S.27）のであり、趣味判断においてもまた対象は何らかの規定されていない概念の描出とみなされうる。そしてそうである限りにおいて、ここでもやはり概念の直観への適用（あるいは直観の概念への包摂）が行われているのでなければならない。しかし、こうした描出・包摂は、すでにみたように図式論の原則からして、直観と概念の媒介としての構想力による図式が必要である。しかし、特定の概念に依拠せず下される趣味判断において図式は特定の概念に基づいて形成されるのではなく、反省を介して概念一般の能力である悟性へと構想力が包摂されるという仕方、つまりは「二つの表象能力の合致」（KU, S.137, §35）というあり方においてのみ存立する。二つの能力が能力として合致することにおいて成立する趣味判断特有の図式化によって初めて、趣味判断の個別的对象は未規定の概念の描出となるのである。

趣味判断における構想力の図式化とは、反省的判断力によって構想力が悟性能力へと包摂されることで成立することは理解された。そしてここから、そこにおいて成り立っている構想力の自由の内容を、さしあたり次のようなものとして見当をつけることができる。まず第一に、この自由は構想力が特定の悟性概念の規則から解放されることで、「悟性が構想力に奉仕するのであって、構想力が悟性に奉仕するのではない」（KU, S.84, Allg. Amn.）という仕方と獲得されるがゆえに、それは構想力の悟性に対する優位性を含意している。趣味判断においては構想力が主導的であり、悟性は概念一般の能力として、構想力によって形成された形象に対して規則をいわば事後的に追認するかのように関与しているにすぎない。ゆえに、第二に、その自由とは構想力本来の根源的形式化の能力と直観の多様から対象を形づくる能力の十全なる行使に

ほかならないということである。

この見当から、さらに構想力の自由が含意する事柄について論を進めよう。その際、ハロルド・ピロットが提出している解釈は非常に興味深い示唆を含んでいる。ピロットは趣味判断における構想力の図式化が、美しいものを我々が目にした際の表象様式に際して、次のような反省的判断力の定言命法に適った仕方で行われなければならないことを指摘している。その命法とは「対象  $x$  についてその与えられた直観を図式化するあなたの規則が、対象  $x$  について一つの経験的直観を獲得するであろうすべての人に対して、図式化の規則となりうるように、反省せよ」という具合に定式化される<sup>16</sup>。この命法にしたがって反省が行われる限り、構想力は自らの振る舞いをすべての主観に妥当する表象規則に則ったもの、普遍的に共有可能である形象化の規則に基づいた義務として遂行するのであり、そのような趣味判断は対象について下されるすべての可能的趣味判断の表象様式を反省の内ですでに考慮しているということになる。こうしたピロットの解釈にとって中心的な役割を果たしているのが「美的判断力の自律」であり、彼はこれを「定言命法と類比的に」捉えることによって<sup>17</sup>、反省的判断力が反省の内では構想力を悟性へと包摂する際に、構想力に対して統制的に機能している原理を上述のような定言命法として提示するのである。これによれば、趣味判断の普遍性・必然性は反省的判断力の自律によって構想力の働きが統制されることによって獲得されていることになる。

なるほど、このようなピロットの解釈は趣味判断の公共的性格や共通感覚としての趣味の側面を鮮やかに我々に提示してくれる。カントは趣味を単なる美の判定能力としてだけでなく、「与えられた表象と（概念による媒介なしに）結び付けられている感情の共有可能性をアプリアリに判定する能力」（KU, S.147, §40）としても定義しており、趣味判断は対象が表象され、それについて判断が下される仕方についての反省意識をも含んでいなければならない。この点をピロットの解釈は実践理性からの類比に基づいて美的判断力の定言命法という観点を確保することによって、構想力の図式化から説明することに成功している。また、このような類比の視点は、カントがしばしば言及する美と道徳の関係にもまた新たな解釈の可能性を与えてくれるであろう。

しかしながら、この解釈は大きな難点を内に抱えている。というのも、この解釈は実践理性との類比によってその推進力を得ているが、その類比は同時に趣味判断に固有の必然性である範例的必然性の特性を視野の外に放逐してしまうからである。「趣味判断の必然性は規定された概念から導出されえず、それゆえ、それは確然的

<sup>16</sup> Harald Pilot, "Kant's Theory of the Autonomy of Reflective Judgment as an Ethics of Experiential Thinking", in: *Noûs*, Vol. XXIV, 1990, p.133. 尚、彼によれば、『純粋理性批判』において示された構想力の図式化は仮言命法として機能する。「もし、あるひとつのもの  $F$  の概念を適用しようとするならば、あなたの見ているものが  $F$  であるように見えるように見よ」(ibid., p.126)。ある対象の概念を個々の形象へと適用しようとするならば、この形象はその概念を満たすように表象されねばならないのであり、図式は直観の表象様式に対して概念の適用を条件とする仮言命法として機能する。当たり前のことだが、目の前のなにかあるものに対して「りんご」という概念を適用するためには、それは「りんご」らしく主観に現象していなければならない。

<sup>17</sup> Pilot, ibid., p.133.

(apodiktisch) ではない」(KU, S.79, §18)。カントによれば、趣味判断の必然性は確然的なものとしてではなく、範例的なものとしてのみ考えられるのでなければならない。というのも、趣味判断は道徳行為に対して普遍的法則となるような「純粹な理性意志の概念」(KU, S.78, §18)に基づくのではないがために、それは概念に伴う確然的必然性を獲得しえないからである。趣味判断はその必然性の成立形式においても理性的判断から区別されねばならない。そして、このことが意味するのは、趣味判断の必然性は定言命法という形式によっては表現されえないということ、趣味判断の必然を實踐理性の定言命法との類比から接近することの不可能性である。なぜなら、「定言命法は確然的且つ実践的原理である」(GMS, S.37)とされているように、自由概念に基づく道徳法則は無条件的・絶対的に、当の行為を為すべき義務として主観に課すのでなければならないが、そのような法則に依拠するのではない趣味判断の必然性は確然的ではないからである。ゆえに、確然的ではない趣味判断の必然性が確然的である定言命法の形式によって表現されることは原理的にありえない。ピロットの解釈は類比を強調するあまり、こうした本質的な差異を考慮していない、あるいは少なくとも、それについての説明を欠いている。そして、このような不備は、ピロットが趣味判断の必然性をもつば反省的判断力の自律に引き寄せて捉えようとしたこと、それゆえ、その必然性が反省的判断力の反省的自律によって構想力が統制されるという仕方で確保されている点にも少なからず関係している。勿論、趣味判断がそうした反省レベルで獲得される普遍的必然的規範性を不可欠のものとして内包していることは認められなければならないが、それと同時に、趣味判断が我々に現前する具体的な対象をありありと経験するなかで下されているということ、したがって、その必然性は構想力がその自由において、感官を通して与えられる多様から形づくるところの対象の美に根づくものであるという原点的な事実も忘れてはならない。趣味判断とはまず第一に、対象の美についての判断であって、自身の表象様式についての自己反省の表明ではない。それでも尚、後者の契機が趣味判断のうちに含まれていなければならないのであるならば、それは、対象のかたちのうちにたたく美しさに、ふと我を忘れ、我から抜け出るといった忘我的(脱自的)な瞬間のうちでそっとではあるが、しかし力強く芽吹くものとして考えられなければならないのではないか。趣味判断の必然性はその対象のかたちの成り立ちに構想力がどのように関わっているのかという観点を抜きにしては語りえないはずである。次節では、範例的必然性と構想力との本質的連関について本稿の見解を提示することにしたい。

### 3. 感性的虚構の倫理

「証示できないある普遍的規則の実例の如くみなされる一つの判断に対して、すべての人が賛成するという必然性」(KU, S.78, §35)、カントはそのように範例的必然性を特徴付ける。それは理性の定言命法として証示可能な確然的必然性ではない。趣味



判断においてそのような概念によって証示されるような規則は存在しない。更に言葉を逆に接げば、趣味判断には概念によって証示できないような種類の規則が確かにそこに存している。なぜなら、範例的であるというその必然性のあり方が、何らかの規則と自らの判断との比較という所作への示唆を含んでいるからである。ところで、そのような必然性のあり方は構想力の本質的な性格を想起させずにはおかない。なぜなら、構想力とは現在において現前する個別的対象の形象化とその現象形式のあり方の超越論的制作（根源的描出と図式的制作）という二つの異なる方向性を伴いつつ、今・ここにおいて機能するものだからである。そうであるならば、趣味判断はその必然性や当為の源泉をそこでの構想力の自由な営みから受け継いでいると考えることができるはずである。つまり、範例的必然性とは構想力の超越論的機能によって可能となるある種の擬似経験（超越論的な意味において可能的なものの経験）と現前する対象との経験を比較することによって、後者を前者の一事例として捉え返すことで成立しているのではないか、という具合に。そうであるならば、ある対象についての趣味判断が範例的でありうるのは、その対象と自由のうちにある構想力の関係そのものが範例的だからである。つまり、趣味判断において、構想力は与えられた直観の多様から形成される現前する対象の形式を、同じその直観の多様から形成されるであろう可能的諸形式の総合規則（図式）の一つの現実態として把握するのである。カント自身が「趣味判断のうちで要請される（postuliert werden）のは、同時にすべての人に妥当するように思われる美的判断の可能性である」（KU, S.54, §8）と述べているように、趣味判断はまず何より普遍的趣味判断の可能性を出発点とする。そのような可能性が存在しないところで、趣味判断は成立しない。普遍的趣味判断の可能性を証明不可能な前提〔公準（Postulat）〕として受け入れることで、現実の趣味判断が生み出されるのであり、このような趣味判断の存立構造はちょうど、構想力の個別的形象が図式という構想されるにすぎないものに依拠して産出されるのとパラレルな関係にある。

趣味判断の必然性は構想力の超越論的機能によって開かれる可能的なものと同様に密接に関係している。ゆえに、それはあまたの可能性の総体によって裏打ちされた必然性である。それに対して、理性に基づく定言命法はあらゆる条件を欠いたものであるがゆえに、その他の可能性をすべて完全に排除するという仕方（すなわち、端的にそれ以外はありませんという確然性あるいは義務を伴って）、一つの行為の普遍的必然性を獲得している。そして、このような必然性は、意志が自らに対して義務として引き受けねばならない法則を与えるという自己立法、意志の自律のうちに根拠を持っている。それに対して、趣味判断の必然性を構想力にひきつけて解釈するならば、その必然性は自律という概念に回収しきれない他者性の契機を含んでいるということが理解される<sup>18</sup>。その根拠はまず、カントが趣味判断における構想力の自由なあり方を

<sup>18</sup> 勿論、これは自律の否定、すなわち他律を言いたいのではない。カントは趣味の他律を決して認めない。自律がカントの趣味批判においても最重要概念に属することは疑いえない。「趣味は純然たる自律を要求する。他の人々の判断を自分自身の判断の規定根拠にすることは他律である」（KU, S.132, §32）。本稿の意図は趣味判断の自律を否定することではなく、趣味の自律が構想力の自立を含む以上、それは悟性や理性の自律と比して、自律の純度と

「自立的 (selbsttätig)」(KU, S.83, Allg. Anm.)と呼んでいる点である。カントは構想力の自律性を認めていない。なぜなら、それは悟性や理性や判断力のように独自の自己立法的原理を持たないからである (Vgl. *ibid.*)。このことが自律とは異なる別の自由のあり方として構想力の自由、自立の自由について考えるきっかけを与えてくれる。そして、その自由が構想力の自立的な活動の自由であるという点から、他者性の契機が導入される。なぜなら、構想力は対象の現前を必ずしも必要とせず、それが現前する形式を現象形式一般の可能性の側から支えている限りにおいて、絶えず脱自的傾向を胚胎しているからである。構想力の自由とは自立の自由であり、それは別様である可能性の総体を承認し、なおかつ、それを代表しているという意識において、倫理性を帯びる。それは主観に対しては外部としてとどまり続ける可能的なものの総体を具現化しているという意識の内でのみ成り立つ。この点について更に考えるために、カントによって指摘されている、感官による「直接的感覚」と「仮説的な置き換えられた感覚 (hypothetische und substituierte Empfindungen)」(RA, Nr.626)という対概念を補助線として導入しておこう。

カントはそれらについて対比的に次のように記述している。「直接的感覚は我々の状態に関することすべてから生じ、我々が我々の観察の対象そのものであるときに生じる。仮説的な置き換えられた感覚が生じるのは、我々が自分自身をいわば、別の人格へと変化させ、我々が是認するあるいは欲する感応性 (Empfindsamkeit) を自らで作り出すことによって、である。感受性 (Empfindlichkeit) は常に我々自身の状態やその心地よさ、あるいは不快に関わる。感応性は、我々が模倣する他者の可能的あるいは現実的な状態へと向けられる」(*ibid.*)。ここでカントが述べている対比ははっきりしている。直接的感覚は現前する対象との感官を介しての物理的・身体的関係あるいは現在の状況に対する情緒的反応の意識であるがゆえに、それは常に当の主観「私」の感受性に限定されている。それに対して、仮説的な置き換えられた感覚は「私」という囲みを抜け出して、他者が感受していることを他者の人格において、他者が感受するままに、繊細に感じることに、すなわち感応性に関わる<sup>19</sup>。ゆえに、感応性とは他者の直接的感覚という「私」にとっては可能的でしかありえないものを直接的に感覚することにほかならず、この現実的には不可能な表象様式は構想力による他者への主観の置き換えによって一図式という可能的なものの領域と現実との通底器を通過して彼岸へと脱自を果たすことによって一可能となる。そこでは、他者を主体とする世界との関係性が感応性によってありありと現前化している。そして、この構想力によ

---

いうべきものが相対的に低く、他者の視点を不可欠の契機として含んでいるということのみである。そして、こうしたことは、カントが「反省」や「共通感覚」に言及したときに念頭においていたことと大きくかけ離れてはいないはずである。

<sup>19</sup> このような観点はすでにアダム・スミスが「想像上の状況の置き換え(imaginary change of conditions)」として定式化しているものでもある。しかし、ここで肝要なのは他者の立場で考えるというような判断条件の転換ではなく、他者が考えるように考えるということ、判断主観を変えることである。 Vgl. Adam Smith, *The Theory Of Moral Sentiments*, Liberty Fund, 1982, Sec III, Chap. I. カントもまた「他のあらゆる人の立場に立って考えること」を判断力の格率として紹介し、それを共通感覚の理念のうちに含めている。 Vgl. KU, S.144f., §40.

って制作された可能的な現象世界をカントは「感性的虚構 (*fictiones aestheticae*)」(ibid.) と呼ぶ。

これらの概念を援用するならば、範例的必然性が趣味判断において成立する仕方を構想力の視点から次のように最終的に記述することができる。それは構想力によって形づくられる二つの異なる次元、超越論的産物と経験的産物、感応性と感受性、別様でもありえた形式と現前する形式とのあいだでのみ成り立つ。つまり、その必然性は、今ここにある対象に対する主観の感受性に基ついた限定的現実的關係性を、構想力の感応性によって開示される、同じ対象について他者が感受するであろう可能的關係の総体の一実例として承認するという仕方では生じるものであると。ゆえに、この必然性は他者の他者性を不可欠の契機として含むのであり、判断主観にとっては可能的であり続けるほかないもの（つまりは、他者の感覚）によって、当の判断主観にとってはそうでしかありえないはずのものを相対化しつつ、その他方で感応による脱自化によって感性的虚構の住人として、それに対する「普遍的賛意の声 (*allgemeine Stimme*)」(KU, S.54, §8) に耳をすますという仕方では確立される必然性である。

構想力は感官によって与えられる直観の多様から現前する対象の形象を形づくるが、それと同時に構想力は多様の総合能力として、そうした多様が結合される形式(図式)をも、いわばその背景として形成する。そして、この図式は他者の形象作用がそこにおいて営まれる背景でもあるという具合にして、「私」と他者を媒介している。この趣味判断における構想力の図式を介して主観が連れ出されていくのは他者の趣味判断においてあらわれる対象の形象の総体としての可能的な領域である。ゆえに、構想力の図式が範例的必然性の直接的根拠なのではなく、それによって可能となる、他者による形象化の可能性の総体が範例的必然性の根拠である。そして、この領域において主観は脱自化される。なぜなら、そこは私の感受性によっては到達しえない感応性の領域だからである。構想力の本性に導かれて、主観は言うなれば他者一般へと抜け出すのであり、そうであるがゆえに、現在の主観の現実的な表象様式は人間の可能的表象様式の総体の一現実態として承認されうるのである。感性的虚構とは、そこにおいて現実の趣味判断が「たやすく客観的と思いつままれてしまう主観的個人的諸条件」(KU, S.144, §40) をこそぎ落とす相対化の場であるとともに、そこから現実の趣味判断が規範性を獲得する参照軸でもある。こうした感性的虚構は、カントが美的対象が持つ内容的豊かさを示すために用いた「美的理念 (*ästhetische Idee*)」が定位される場でもある。カントはこれを次のように説明している。「美的理念のもとで、私は構想力の次のような表象を理解している。つまり、多くのことを考えるきっかけを与えるが、それでも、この表象に対しては、何らかの一定の思想、すなわち概念も適合せず、したがっていかなる言葉もこの表象に十分に到達せず、それを理解可能にすることができないような表象である」(KU, S.167f., §49)。カントによれば、美しいと判定される対象において、こうした美的理念が構想力によって描出されているのであり、それは美の無限の豊かさの経験であり、特定の概念へと回収されることはない。

そして、こうした経験がまさに可能であるのは、そこでの構想力が現実の感受性から感性的虚構の感応性へと主観を脱自化させ、そこにおいて、対象の現象形式を複数化させているからにはほかならない<sup>20</sup>。美的対象は意味の無限の可能性を潜在的に包含しているのであり、それは感性的虚構において他者によって経験されるであろう、同一対象についての可能的な経験内容の総体でもある。趣味判断において構想力はその自由のもとで、そのような可能的経験の地平を切り開くのである。

構想力は、そこにおいて他者の感覚が成り立ち、それぞれの他者に対して無限の多様な意味を持ったものとして対象が現象する場に至るために、図式という通路を形成せねばならないのであり、そのような通路を獲得するためには、まず構想力は現前する対象形式をありありと形象化せねばならない。ゆえに、構想力の倫理は今・ここにおいて感官を介して与えられる直観の多様から、対象の形式を自身の写像能力に忠実に形づくることから始まり、その後もひたすらに自らの固有の能力に沿って、他の能力の自律（悟性一般、反省的判断力）を促進し、それと調和・共立しうるような仕方、自立的であることを要求し、そのような振る舞いを通じて、現実の自己の制限を取り払い、他者と交感することを要求するのである。

現実においては実現の場を持たない可能性が可能性であるということを通して現実の流れ込んでくる規範・倫理というものがある。趣味判断における構想力は脱自による悦びとともに、そのような可能的であるにすぎないもの、「普遍的賛意の声」への応答責任を負っているのである。

(いとうまさし：神戸大学文化科学研究科博士課程)

<sup>20</sup> さらに、この点はカントが指摘している趣味判断の多元的性格と関連する。「趣味判断は自己中心のとみなされてはならず、その内的本性から見て、... [中略] ...必然的に多元的なもの (pluralistisch) と見なされねばならない」(KU, S.127, Allg. Anm.)。